

プライバシーマーク指定審査機関業務に係る秘密保持規約

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人情報サービス産業協会（以下「協会」という。）がプライバシーマーク付与適格性審査（以下「付与適格性審査」という。）を実施するにあたり、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「付与機関」という。）が定める「プライバシーマーク付与適格性審査の実施基準」の付属書「プライバシーマーク付与適格性審査に関する標準約款」第3章に基づき、付与適格性審査を申請した事業者及び付与適格決定を受けた事業者（以下「事業者」という。）によって開示された情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(秘密情報)

第2条 本規約において秘密情報とは、協会が審査機関業務を行うに当たり、事業者によって書面、電磁的方法、口頭その他の方法により開示された技術上、営業上その他一切の情報をいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まない。
 - 一 秘密保持義務を負うことなく協会が既に保有している情報
 - 二 秘密保持義務を負うことなく協会が第三者から正当に入手した情報
 - 三 事業者から開示を受けた情報に関係なく、協会が独自に収集した情報
 - 四 開示を受けたときに既に公知であった情報
 - 五 開示を受けた後、協会の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

(秘密情報の取扱い)

第3条 協会は、秘密情報を善良なる管理者としての注意義務をもって保管・管理しなければならない。

- 2 付与適格性審査の一部を、協会が契約するプライバシーマーク審査員（以下「審査員」という。）に行わせるときは、協会は審査員に対して本規約と同等の秘密保持契約を締結し、これを遵守させる義務を負うものとする。
- 3 協会は、秘密情報を審査機関業務のためにのみ利用し、それ以外の目的には利用してはならない。
- 4 協会は、事業者から提供を受けた紙又は記録媒体で秘密情報を記録したもの（以下「秘密情報媒体」という。）については、必要な範囲を超えて複製してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 付与適格性審査を円滑に行うために、事業者を特定することが不可能な状態に加工した上で必要最小限の範囲で複製する場合

(審査機関業務の委託)

第4条 協会は、秘密情報の取扱い（保管、廃棄、移送等）を第三者に委託する場合には、当該委託先に対して本規約と同等の秘密保持契約を締結し、委託先を監督する義務を負うものとする。

(第三者提供の禁止)

第5条 協会は、事業者の書面による同意がある場合を除き、秘密情報を第三者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 付与機関の定める基本綱領その他のプライバシーマーク制度に係る各種規程に基づく場合
- 三 協会が定めるプライバシーマーク付与適格性審査手続規程その他プライバシーマーク制度に係る各種規程に基づく場合
- 四 事業者がプライバシーマーク付与契約の更新に当たって、他の審査機関に申請し受理されたために、協会が秘密情報媒体を当該審査機関に移管する場合
- 五 第4条の規定により第三者に委託する場合

(返還又は廃棄)

第6条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、事業者が返還を求めないときは、協会の定めるところにより秘密情報媒体を廃棄するものとする。

- 一 事業者がプライバシーマーク付与契約を更新せず当該契約の有効期間を終了した場合
 - 二 事業者が付与適格性審査を取り下げた場合
 - 三 事業者が付与適格性審査の打切りの措置を受けた場合
 - 四 事業者が付与適格決定の取消措置を受けた場合
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合で、事業者が秘密情報媒体の返還を求めるときは、協会は当該事業者にその費用を請求することができる。

(有効期間)

第7条 本規約は、協会がプライバシーマーク付与適格性審査の申請書を受領したときから効力を生じる。

- 2 本規約に定める秘密保持義務の有効期間は、第6条第1項各号のいずれかに該当する事項が発生した時から2年間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第3条及び第5条の規定は、前項に規定する期間を過ぎてもなお有効とする。

(事故への対応)

第8条 協会は、協会又は委託先において秘密情報の漏洩、滅失等の事故が発生したときは、直ちに事業者に報告するものとし、双方協議の上必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償等)

第 9 条 協会が本規約の条項に違反した場合、事業者は当協会に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

(管轄裁判所)

第 10 条 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(規約の改正)

第 11 条 本規約は、プライバシーマーク審査会における審議を経て改正し、当協会の Web サイトにて改正内容及び施行日を公表する。

附 則

1. 本規約は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

1. 本規約は、平成 23 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

1. 本規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。